

業務委託仮契約書

- 1 業 務 名 学習者用タブレット端末調達業務
- 2 規格品質、仕様及び数量等
別添仕様書のとおり
- 3 納 入 場 所 各県立学校
- 4 納 入 期 限 令和8年3月31日
- 5 契 約 金 額 ￥ -円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ -円)
- 6 契約保証金 免除

7 その他

(1) この契約は仮契約であり、大分県県財産条例（昭和39年大分県条例第28号）第2条の規定に基づき大分県議会の議決を経、発注者 大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）が大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第5条に規定する契約保証金の納付又はその他の保証が付されたことを確認した後、受注者 （以下「乙」という。）に対し上記に掲げる事項及び別添契約条項の各条項を内容とする本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約としての効力を生ずるものとする。

(2) この仮契約締結後、甲が（1）に規定する意思表示をするまでの間に、乙が大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成26年大分県告示第238号）に基づく指名停止措置を受けた場合（指名停止要件に該当するに至った場合を含む。）又は上記物品の調達に係る一般競争入札実施の公告に掲げる入札参加資格条件を満たさなくなった場合、甲は仮契約の解除を行うものとする。

この場合、甲は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

上記の業務について、甲と乙との各々の対等な立場における合意に基づいて、大分県契約事務規則及び別添契約条項の各条項によって公正な売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 大分県知事 佐藤 樹 一 郎

乙

住 所

別添契約条項

(納入の通知)

第1条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(検査)

第2条 甲は、物品の納入を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

- 2 甲は、検査の結果、契約内容の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、乙に対して修繕又は他品との交換を求めることができる。この場合において、前項の時期は、甲が乙から修繕又は交換を終了した旨の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

(契約金の支払い時期)

第3条 甲は、前条の検査を完了したのち、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約金を支払わなければならない。

(納入遅延に対する遅延利息)

第4条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までに物品を納入しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

- 2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金に対し年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(部分払い)

第5条 甲が必要と認める場合は、乙は、物品の完納前に物品の即納部分に相当する金額以内の金額の部分払いを甲に請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- 1 納入期限までに物品の納入を終わる見込みがないとき。
- 2 天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで納入期限までに物品の納入ができないと認めたとき。
- 3 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- 4 契約の履行に関し、不正の行為があると認めたとき。
- 5 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(違約金)

第7条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(補則)

第8条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、大分県契約事務規則に定めるところによる。

(協議)

第9条 この契約書に約定していない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲、乙協議して定める。